

**2020年  
CTG**



No. 1 / 2020年6月15日

〒060-0909 札幌市東区北9条  
東1丁目北海道労働センター2F  
TEL. 011(711)7377  
FAX. 011(711)7388  
e-mail/ctg.hokkaido@gmail.com

# 全国統一要求書にもとづき対道交渉 賃金・有給休暇などで改善求める

6月12日、「2020年春闘建交労全国統一要求書」にもとづき道庁との交渉をおこないました。交渉には道本部の森国委員長、宮澤書記長、道本部建設部会の河合部会長など6人が参加し、道庁経済部・建設部・水産林務部・総務部・環境生活部の担当課長補佐・主幹・係長からの回答を受けたあと、いくつかの項目についてやりとりをしました。

道発注工事の積算に使われている「公共工事設計労務単価」では、国土交通省が「下請け代金に必要経費を計上しない、又は下請け代金から値引くことは不当行為」としているにもかかわらず、道庁のホームページでは「留意点を十分に理解の上で、適切に取り扱うようお願い」するという表現にしていることについて、「不当行為」だということを明確にすべきだと求めました。

また、道が「下請状況等調査」で設計労務単価を下回っている場合に文書で改善を要請していることを評価しつつ、どのような文面で要請しているのか資料提供を求めました。なお、要請したあとに改善されたかどうかについて「状況の把握方法について検討している」との回答でした。

法改正により有給休暇の付与が義務付けられ、労務単価に有給休暇分が含まれていることについて「ホームページで周知している」との回答でしたが、道発注工事で法違反がないよう、元請の責任で直接雇用者である下請・孫請で働く労働者に付与するよう指導を徹底し、実態を調査するよう求めました。

週休2日工事の補正を当初から「4週8休」で積算すること、道施設の清掃業務などについて「建築保全業務労務単価」を積算に用いていることなども明らかにされました。

## 各支部・分会で春闘・一時金回答

**札幌合同支部リヴィノールシステム分会** は、5月29日に会社から春闘・一時金の回答を受けました。賃金回答は、正職員の基本給=平均2,827円引き上げ、準職員・パートナー職員=定期昇給は時間給一律3円、勤続加算4円（1年以上の勤務者／6カ月以上勤務者は2円）で、「初任時間給およびアルバイト職員の時間給の引き上げは困難」としています。夏季一時金については、正職員=1.3か月分、準職員=0.85か月分、パートナー職員=0.56か月分（いずれも前年同率）で、継続雇用職員・アルバイト職員については「支給できない」との回答です。

**札幌学童保育支部** は、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会から夏季一時金回答を受けました。回答はフルタイム指導員が1.95か月分（前年同率／397,020円）、再任用職員B-(2)が0.8か月分（前年同率／101,680円）です。また共同学童保育の「おたまじやくしクラブ」の正規職員の基本給は1,000円引き上げ（組合員平均203,800円）、年間の一時金10,000円引き上げ（同230,000円）、「なかよしどろんこクラブ」の正規職員の基本給は据え置き（組合員平均231,500円）です。

**釧路地域支部栄光運輸分会** は、会社から「基本給は現行通り」「夏季一時金は大きな変化がなければ昨年と同率（基本給×1.65か月分）」などの回答を受けています。

## 北海道鉄道本部が夏季一時金要求

北海道鉄道本部は5月15日にJR北海道に夏季一時金要求書を提出しました。要求は「基準内賃金の3か月分」「パートナー社員の支給率は社員と同率にすること」などです。

**春闘・夏季一時金闘争などの状況を道本部にお知らせください**